

平成29年涌谷町議会定例会12月会議（第2日）

平成29年12月7日（木曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第67号 原子力災害時における住民の広域避難に関する協定の締結について

1. 議案第68号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第70号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第71号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例

1. 議案第72号 指定管理者の指定について

1. 議案第73号 指定管理者の指定について

1. 議案第74号 指定管理者の指定について

1. 議案第75号 指定管理者の指定について

1. 議案第76号 指定管理者の指定について

1. 議案第77号 指定管理者の指定について

1. 議案第78号 指定管理者の指定について

1. 議案第79号 財産の処分について

1. 議案第 3号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤稔雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 参事兼課長	渡辺信明君	総務課 上席副参事	達曾部義美君
企画財政課長 参事兼課長	今野博行君	まちづくり推進課長	小野伸二君
まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君	税務課長	熊谷健一君
町民生活課長	高橋由香子君	町民医療福祉センター 副センター長	高橋宏明君
町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君	町民医療福祉センター 健康課長	紺野哲君
農林振興課長	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者 兼会計課長	佐々木健一君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会 事務局局長	瀬川晃君
教育委員会教育長	笠間元道君	教育総務課 課長補佐	熱海潤君
生涯学習課長	藤崎義和君	代表監査委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	今野千鶴
再任主査	高橋正幸	主事	日野裕哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

12月定例会2日目でございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

きょうは事務局職員が、きのうと違ひまして5人体制でございます。といいますのは、涌谷高等学校から研修生として坂本君がお手伝いに来ておりますので、本日は5人体制でゆつたりとやりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第1、議案第67号 原子力災害時における住民広域避難に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、議案第67号の提案の理由を申し上げます。

本案は、災害対策基本法第86条の8の規定及び石巻市が策定しました石巻市広域避難計画に基づき行われる原子力災害時における石巻市民の広域避難を円滑に実施するため、石巻市と協定を締結するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

議案書1ページをお開き願ひします。

議案第67号 原子力災害時における住民の広域避難に関する協定の締結について。

別紙のとおり、宮城県石巻市との間において原子力災害時における住民の広域避難に関する協定を締結することについて、涌谷町自治体間交流の協定等に係る議決等に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月6日提出。涌谷町長。

次のページをお願ひいたします。

別紙。原子力災害時における住民の広域避難に関する協定書でございます。

協定の内容でございますが、本協定につきましては沿岸部の市町を除く涌谷町を含めました県内27市町が石巻市と協定を結ぶものでございまして、第1条の目的におきましては、ただいま町長の提案理由で申し上げましたように、東北電力株式会社女川原子力発電所において原子力災害が発生した場合の石巻市民の広域避難について円滑に実施するために必要な事項を定めるものでございます。

概要を説明いたしますけれども、第4条になりますが、受け入れ期間につきましては原則1カ月以内としまして、災害の状況や避難者数などに応じて延長できるとしたものでございます。

第5条の受け入れ人数につきましては、上限を800人とするものでございます。

なお、避難場所につきましては、涌谷公民館とB&G海洋センターを予定しております。

その他、広域避難における役割分担や避難所の運営、費用の負担等について規定されたものでございます。

協定の締結につきましては、ご可決をいただいた後に石巻市と日程調整をいたしまして行う予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。7番。

○7番（後藤洋一君） 7番後藤です。おはようございます。

1つ課長に確認したいことがあるんですけども、この石巻市との協定に関しては、各県内の市町村ではどのような関係になっているか、お聞かせいただきたい。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 石巻市との避難計画に係る協定でございますけれども、今回27市町との協定となるわけですが、涌谷町と気仙沼市においては議会の議決後ということでございまして、それ以外の市町につきましては12月1日をもって協定を結んでいるところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（後藤洋一君） 災害対策基本法というその意味の中身は、日本で定められた法律ですからその意味の趣旨については当然理解しているところですが、私はなぜ各市町村との話をしたのかというと、例の原子力安全協定というか、UPZ圏内の2市4町ですか、登米市、あと周辺では美里、そして涌谷町と、こういった形で、原子力災害時ということになれば当然、女川原発というふうな関係で確かに石巻市に対する影響は大変大きいものがあると思うんですけども、当涌谷町も30キロメートル圏内に入っている意味でのこういう受け入れ体制をする意味での協定、その辺についてはどうなんですかね。涌谷町としてもそういう災害になった場合に、逆に避難するような関係が出てくる場合もあるんですが、その辺のかかわりについてはどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 女川原発のほうで万が一事故が発生いたしまして、UPZ圏内、この辺ですと美里、涌谷、それから南三陸、登米市、東松島市とあるわけですが、放射能の関係でUPZ圏内にまで及ぶということになれば、当然今の涌谷町の原子力の避難計画の中では該当地域の方が避難するということになります。ただ、涌谷町の場合は大谷地短台地区が該当になっているわけですが、今現在の計画の

中では2行政区の避難ということにはなっておりますが、実際になった場合にそこだけというふうなことにはならないだろうというふうには私は今のところ考えていますが、それについては今後検討を進めていかなければならないわけですが、UPZ圏内の行政区の方は避難する、それから石巻市の方が避難するということでの受け入れというのはやらなければならないものというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（後藤洋一君） 3回目、最後になりますけれども、私が一番心配しているのは、この受け入れ期間等によって800人の石巻市民の方を受け入れるということに対する涌谷町としてのそういった対応の仕方についても、できるだけスムーズに、UPZ圏内にあってもこういった災害対策基本法に基づいてスムーズに対応できるようにしていかないと混乱を来すというふうなことにもなりかねないと思いますので、その辺を十分対処していただいて、取り組んでいただきたいと。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） こういった事故というのは、ないことが一番なんですけれども、万が一そういった事故が起きた場合に当然涌谷町でも甚大な被害が起きる可能性もあるわけですので、町の避難所がいっぱいになって、例えば石巻市の方を受け入れられないというようなことも考えられるわけですが、そういった場合には即石巻市のほうに連絡する、あと県のほうにも連絡するという中で調整をしていただくというふうなことになるかと思っておりますけれども、広域避難ということでございますので、涌谷町外にかかわる住民の方々の安全というものを確立させていきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。11番。

○11番（大泉 治君） 今回のこの協定については問題ないというふうには考えておりますけれども、さきの報道によりますと涌谷町の防災ステーションに一時避難して、そこから各指定の避難地域に人数を振り分けるといような報道がなされておりました。そういったことからすると、一時避難というのは人数的なものはそこには明記されておらないと思うんですが、そういったところの話し合いというのはどのような方向に進んでいるのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 一時避難というお話でございますが、防災ステーションにつきましては受付ステーションということで設定されております。実際、涌谷町に来る石巻市民の方につきましては前谷地小学校区域の方々が避難される予定になっているようですけれども、まずは退域検査ポイントというところで、これはまだ決まっていませんけれども、放射能を浴びているのか浴びていないのかというふうな検査をしまして、一旦は防災ステーションのほうに来ていただきまして、そこで各避難者の避難先を振り分けするというふうなものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（大泉 治君） 防災ステーションに一時避難するような形というのは、たしか地域が、今説明あったように地域が限られておったと思います。そういったことからすると、人数もおのずから大体把握できるのかなというふうに思います。ただ、ともにかなり近い地域に涌谷町民が住んでおられますので、そういったことからすると石巻市住民と涌谷町住民とのしっかりとした、みんなまぜこぜにならないような体制をきちんととる

べきであろうというふうに考えますけれども、その辺のところを、涌谷町独自ではどこに一時避難するかということも、そういったことも含めてご説明いただければと。そしてまた、考えておかなければならないことなんだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 先ほど来、防災ステーションが一時避難所ということでお話しされておりますけれども、防災ステーションは一時避難所ではなくて、あくまでも避難されてくる方々を一旦受け付けして、そこで避難所を振り分けるというふうなものでございます。（「待機所というような」の声あり）待機所というか、一旦そこで避難されてきた方に寄っていただきまして、そこでこの集落の方々は公民館に行ってくださいとか、B & Gの体育館に行ってくださいというふうな振り分けをする場所というふうなものでございます。

それから、避難所におきまして涌谷町の方々、それから避難されてくる方々が混在しないようにということでございますけれども、それらについては当然はっきり分けなければならないと思いますけれども、具体のものにつきましては今後実行性のある避難計画ということもありますけれども、検討する余地があると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。

ほかに。10番。

○10番（門田善則君） 10番門田です。おはようございます。

今回のこの議案については、石巻市との協定ということでありまして、27市町村が同意することであると考えますが、問題は涌谷町のUPZ圏内、30キロメートル圏内に入っている部分も避難しなければならないといった場合に、その行き先等もまだ決めかねている状況の中でこういった契約をするのは、涌谷町民をないがしろにして先に他町村の人を助けるみたいな言い方をしてしまえばそういったように見えてしまうんですね。ですから、私は石巻市とやるのは別に構わないんですが、まず涌谷町の方をどのように避難させるかということを決めるべきではなかったのかなというふうに考えていたんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） ただいまの門田議員さんのご質問でございまして、涌谷町の対応を先に考えるべきということでございますが、このことにつきましては平成27年の11月に原子力災害時における避難計画という町の計画を定めております。その中で、石巻市から800人受けなければならないということでお話をさせていただいていたかと思っておりますけれども、涌谷町のUPZ圏内の方々につきましては天平の湯、世代館、研修館、そちらのほうに避難していただくというふうな考えでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 前にも言ったんですけれども、石巻の人が仮に、きょうお話を聞くとB & Gだとか公民館というと、距離的に言いまして、前谷地の人があるというのであれば大谷地の一番端の人が仮に天平の湯に来ても距離的にはそんなに変わらないと思うんですが、原子力災害時というのは福島であったように大変な被害なんですね。そして、飯館村というのは現場から相当離れたところで、大変な被害になっている。涌谷町は30キロメートル圏内ですけれども、飯館村はもっと離れているわけですね。そういったことから考えると、町

内の避難計画もなければならぬのではないかということも前にも委員会か何かで言ったような記憶があるんですが、その辺の考え方も含めた中で石巻の受け入れも考えていくべき、両方進行しなければならないというお話をしたような記憶があるんですが、その辺の考えはなかったんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 町で決めました避難計画につきましては、当時のですね、第1段階の計画ということでございました。その後、山形県の大石田町との災害協定を結ばせていただきまして、万が一何かあれば大石田町のほうに避難することも可能になるわけですけれども、実際30キロメートル圏、UPZ圏内の方だけでいいのか、それとも箕岳地区、あるいは涌谷町全体が避難しなければならないような事態にもなりかねませんので、そういったことについては今後検討しなければならないものというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 恐らくそういうふうになるだろうというふうに考えます。

最後に1つ、この800という数字は石巻市が決めたのか、涌谷町が決めたのか、その辺だけ確認させてください。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今回の800人につきましては、石巻市の広域避難計画の中で、各市町それぞれに振り分けたものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号 原子力災害時における住民の広域避難に関する協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第67号 原子力災害時における住民の広域避難に関する協定の締結については原案のとおり可決されました。



◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、議案第68号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第68号の提案の理由を申し上げます。

本案は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う人事院規則の改正が平成29年9月15日に公布され、10月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

主な内容といたしましては、非常勤職員の育児休業について、休業期間を再延長できるよう規定するものがございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書5ページをお願いいたします。

新旧対照表につきましては、1ページでございます。

議案第68号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたように、非常勤職員の育児休業につきまして休業期間を2歳まで再延長できるよう改正するものがございます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第2条第1項第3号（イ）の改正につきましては、2歳まで育児休業を取得できるようにする規定を追加したことによる規定の整理でございます。

次のページ、2ページになりますけれども、下のほうにあります第2条の4、この規定につきましては新たに追加するものございまして、内容といたしましてはこれまで育児休業期間は原則として子が1歳に達するまでで、保育所に入れないなどの場合については例外的に1歳6カ月まで延長できるとしていたものがございますが、1歳6カ月から2歳までの子供を養育するため、子が1歳6カ月に達する時点で育児休業をしていて、かつ保育所等に入所ができないなど特別の理由がある場合につきましては2歳までの育児休業が取得できるようにするものがございます。

次の3ページの下の方になりますけれども、第2条の5、それから第3条第1項第7号の改正につきましては、第2条の4が追加されたことによる条ずれ及び規定の整理でございます。

議案書5ページを見ていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一

部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第69号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成29年8月8日に人事院勧告が行われ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成29年11月17日に閣議決定されましたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

主な内容といたしましては、期末手当を0.05カ月分引き上げる改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書6ページをお開き願います。

新旧対照表につきましては、4ページでございます。

議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたとおり人事院勧告を受け、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることを踏まえまして、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で説明させていただきます。

第1条関係ということで、町長等特別職の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き上げるとしまして、12月支給分の1.7月分を1.75月分にし、年間支給率を3.25月分から3.3月分に改正するものでございます。

第2条関係におきましては、平成30年度以降の規定といたしまして、引き上げになりました0.5月分を年2回に振り分け、6月支給分を1.575月分に、12月支給分につきましては1.725月分とするものでございます。

議案書の6ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございまして、第2条の規定につきましては平成30年4月1日から施行するものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第70号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第70号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成29年8月8日に人事院勧告が行われ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成29年11月17日に閣議決定されましたことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

主な内容といたしましては、民間給与との格差を解消するため、俸給表の水準を平均で0.2%、勤勉手当を0.1カ月分引き上げるなどの改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書7ページ、それから新旧対照表につきましては5ページをお開き願います。

議案第70号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案につきましては、議案第69号と同様、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律で、一般職の国家公務員の給与、賞与が改正されることを踏まえまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、1つが給与改定といたしまして民間給与との格差是正のため、初任給、それから若年層につきましては1,000円の引き上げを基本にしまして、平均改定率0.2%とし、29年4月1日にさかのぼって支給するものでございます。

2つ目といたしましては、ボーナス、勤勉手当分でございますが、これの支給率の引き上げでございます。

それでは、新旧対照表の5ページを見ていただきたいと思います。

第1条関係ということでございますが、給料表の改定と平成29年度の勤勉手当等の改正となります。

第20条第2項の改正でございますが、勤勉手当につきましては12月の支給率を0.85月分を0.1月分引き上げまして0.95月分とし、年間支給率を1.7月分から1.8月分にするものでございます。

第2号につきましては、再任用職員の支給割合ですが、0.05月分の引き上げとなっております。

次の附則第21項の改正につきましては、55歳以上で6級職員の給与の減額措置に係る規定でございます。

それから、次のページの6ページ以下につきましては、給料表の改定でございますので、後ほど見ていただ

きたいと思います。

新旧対照表、30ページ、31ページをお開き願いたいと思います。

第2条関係ということでございまして、ここでは平成30年度以降について規定しているものでございます。

第17条第2項の改正規定でございますが、時間外手当等を算出する際に使用する勤務1時間当たりの給与単価の算出方法の改正でございます。

第19条第1項の改正につきましては、後ほど附則第18項を削除する規定がございまして、平成22年の改正でこれまで55歳以上の6級職員の減額措置を行ってまいりましたが、平成30年3月31日で廃止されることから、附則第18項の規定部分を削除するものでございます。

次のページの第4項及び第20条第1項の改正につきましても、同様のものでございます。

第19条第2項の改正規定につきましては、文言の整理でございます。

次のページ、32ページをお願いいたします。

第20条第2項におきましては、勤勉手当の改正でございますが、平成29年度で引き上げしました0.1月分を6月、12月の年2回に振り分けまして、それぞれ0.9月分とし、年間支給率を1.8月分にするものでございます。

次に、改正前のほうです、附則第18項でございますが、先ほど申し上げました55歳以上の減額措置につきまして、その期間が平成30年3月31日までとされておりまして、削除するものでございます。

37ページをお開き願います。最後のページになります。

附則第3条の涌谷町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例でございますが、これにつきましても先ほど申し上げました給与条例附則第18項に係る部分を削除するものでございます。

それでは、議案書25ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1条は施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するというものでございます。

次のページでございます。

第2項では、第1条の改正については平成29年4月1日から適用するとしたものでございます。

次の第2条につきましては、給与の内払いについて規定したものでございます。

第3条につきましては、涌谷町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正ということでございまして、先ほど新旧対照表の中で説明したものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第71号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第71号の提案の理由を申し上げます。

本案は、町営沢住宅の解体が10月26日に完了し、住宅の用途を廃止したことに伴い、条例の整理をいたそうとするものでございます。

詳細は担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） それでは、議案書27ページと新旧対照表の最後、38ページをお開き願いたいと思います。

議案第71号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ただいま町長より提案理由をご説明申し上げましたとおり、昭和29年建築、耐火ブロック2階建て、259平方メートルの沢町営住宅を、解体により用途を廃止したことから、条例の整理をするものです。

新旧対照表の別表、改正前の名称、町営沢住宅と、1の下線部を削除した改正後の表とするものです。

議案書にお戻りいただきまして、附則、この条例は公布の日から施行するものです。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第72号から議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第72号 指定管理者の指定についてから、日程第10、議案第76号 指定管理者の指定についてまで、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） ただいま一括で上程されました議案第72号から議案第76号までの議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

本案は、現在指定管理を行っております公の施設、わくや万葉の里、健康文化複合温泉施設、涌谷町研修館、涌谷町世代館、涌谷町健康パークの5施設につきまして、指定管理期間が平成30年3月31日をもって満了となりますことから、平成30年4月からの指定につきまして議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の選定方法につきましては、ただいま申し上げました5施設を一体的に管理するものとして、公募いたしましたところ、応募者は一般社団法人涌谷町地域振興公社の1団体のみでありましたので、涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での審査を経て、涌谷町地域振興公社を指定管理者として指定いたそうとするものでございます。

なお、指定期間につきましては、これまでの3カ年から5カ年とし、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書28ページから29ページをお開き願いたいと思います。

ただいま一括上程されました議案第72号から議案第76号までの指定管理者の指定について説明いたします。

定例会資料1ページをお開き願います。

議案第72号は、施設の名称、わくや万葉の里、天平ろまん館でございます。

議案第73号につきましては、健康文化複合温泉施設、天平の湯でございます。

議案第74号につきましては、涌谷町研修館。

議案第75号は、涌谷町世代館。

議案第76号につきましては、涌谷町健康パークでございます。

それぞれ指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、現在指定管理を行っているただいま申し上げました5施設につきましては、来年の3月末で期間満了となりますことから、平成30年4月からの指定についての提案でございます。

資料のほうには、議案ごとの施設の名称と施設の概要、指定期間、指定候補団体の概要、それから選定方法について記載しておりますので、あわせて見ていただきたいと思います。

今回の選定の方法につきましては、現在一般社団法人涌谷町地域振興公社が管理しております5施設につきましては、隣接する施設や関連する施設を同じ指定管理者が管理することにより、相乗効果が図られ、観光施

設や宿泊施設が連携した事業により利用者の利便性向上や町内への経済効果、またはスケールメリットを生かした経費節減が期待できることから、5施設を一体的に管理するものとしまして、一括公募としたものでございます。

公募につきましては、公募型プロポーザル方式としまして、募集期間を平成29年9月28日から11月2日までの期間としましたが、応募者は一般社団法人の涌谷町地域振興公社1社のみでございました。

その後、11月10日に涌谷町公の施設指定管理者審査委員会におきまして、地域振興公社からのプレゼンテーションとヒアリング審査を行い、わくや万葉の里ほか4施設につきましては涌谷町地域振興公社を指定管理者の候補者と決定したものでございます。

また、指定管理の期間につきましては、これまで3年としておりましたが、公社などにおいて短期間の指定では職員の配置や職員育成などの問題等も考えられますことから、また現在多くの自治体において指定期間を5年としていることなども考慮しまして、指定期間を平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年にしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（久 勉君） 72号から76号まで一括上程されました。指定管理者制度というのは、2003年、平成15年ですかね、小泉内閣のときにできた制度なんですけれども、その前までは結局温泉ができたときから地域振興公社という第三セクターで管理運営してきたんですけれども、それが指定管理者制度ができたときに指定管理ということで業務を代行させていると。指定管理者制度そのものは、公の施設の管理運営を株式会社を初めとする営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができると。行政処分であり、委託ではないということがこの制度の特徴といいますか。その手続に当たっては、プロポーザル方式や総合評価方式で指定管理者団体を選定すると。今お話を聞けば、9月28日から11月5日まで公募して、そしてヒアリング審査を行って、残念ながら応募は1社だけしかなかったと。

ただ、きょう出された議案のところで、審査でどんな審査がされたのかというのちょっとわかりにくいんですけれども、過去ずっと地域振興公社にやってきて、そしてちょっとおかしいことがあって、これじゃいかんということで、町のほうの関与もあって、法人化ということで行われたんですけれども、じゃあその法人化によってどこがどう変わっていくのかということですね。例えば、きょう出てきた議案だけで、じゃあ中身はどんなものというのは全然これだとわからないんですよ。結局、あとは協定を結んで、協定の中でこういうことを指定管理で代行してもらおうという……。といいますのは、指定管理によって今までやってきて、これは別に涌谷だけじゃないんですけれども、その問題点というのは幾つかあるわけなんですけれども、例えば出来レースと言われているのではないかと。従来できていて、そこは1つしかないからそこに頼むのが当たり前となっていると。そこには職員の天下り先となっているという団体もあるとか、それから弾力性や柔軟性のある施設運営と言っていますけれども、公共施設として不適切な運営がされているようなところもあるという指摘というんですかね、結局実際は条例とか施行規則で定められていて、その範囲を逸脱できないような制約があるところとか、これは別に涌谷という話じゃないことです、一般的に言われていることですので。そういったことから、じゃあ何を基準に、本来行政がやらなければならないことを、このとき出てきたのは結局経費の節

減という、小泉内閣の経費の節減みたいなことで出てきたんですけども、果たしてそれが本当に経費の節減になっているのか、住民の福祉の向上になっているのかというのは、なかなかわかりにくいと。

先ほど総務課長の説明の中で、3年から5年に延ばすというのは雇用の問題とか、これも指摘事項の中にはありまして、結局3年間では人材育成がなかなかできないと。一旦採用した職員が、指定管理がなくなったらみんな首になっちゃうのかと。これはその相手の団体の形にもよると思うんですね。例えば会社とか営利企業とか、大きいのをやっていて、そこのところだけを指定管理を受ける、ならその指定管理を受けなくてもその組織は存続するよというところだったら問題にはならないと思うんですね。ただ、うちの公社みたいにそこだけで回しているというのは、指定管理を外されてしまったらそこで働いている人たちとか何とか、行き場がなくなってしまうというような問題はあろうかと思えますけれども。

そういったことは別にして、今までやってきて、果たして改善するところがどんなところにあるのかなとか、それがわかるような協定内容になっているかどうかというのは、議長、これ協定案の、もし案がなければ、多分あると思うんですけども、今までも協定を結んでやってきているわけですから、それでよかったところ、悪かったところとか、検証されたのかどうかということを見るためにも、協定案があれば協定案の資料の提出をお願いしたいんですが。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

8番。

○8番（久 勉君） 今、副町長のほうから休憩中に事業計画ということで言われたことだから、手持ちに、さきの公社のときの事業計画……、定款っていうんですか、定款じゃなくて最初のは公社の規約ですかね、それを社団法人にするのに定款に変えて、目的、事業のところ、事業というのがあるんですけども、第4条で、これは公社のときと法人になっても変わっていません。第4条で、当法人は前条の目的を達成するために次の事業を行うと。1から7までありまして、1は余暇開発のためのイベントの企画、開催及び運用、2が地域資源の保全と活用のためのイベントの企画、開催及び運用、3、地域産品（農産品、農産加工品等）の企画、製造及び国内外の販売、購入、4、前各号を達成するための調査及び研究事業、5、前各号を達成するための人材育成事業、6、これなんです、公共施設の管理運営委託事業。7に前各号に附帯・関連する目的を達成するために必要と認められる事業となっていて、今声を高くした6番目の公共施設の管理運営委託事業というのは、ずっとそれだけでないのかなと。今までのを見て、そのほかの1から5までの余暇開発とか地域資源の保全とか地場産品とか、それらに関する調査研究とか、達成のための人材育成とか、それらの成果というのは全然見られないように私感じられるんですが、その辺を今回指定管理するに当たって町としてここだけはやってほしいとか、例えばこの中でなかなか難しいと思うのは調査及び研究事業とかこういったのはやはりお金の

かかることとか、例えば株式会社みたいな大きい組織の中で研究開発部門を持っていて、そこで商品開発とか何とかをして自分のところで販売経路に結びつくことができるかということだったら、そこに金をかけることができるかもしれませんが、今の公社の実態を見れば、あそこの施設管理で手いっぱい、そこからまた研究開発に人を割けるかといったら、そういった人材を求めることができるかという、かなり疑問だと思います。それは公社の問題だから町は関係ないやと言ってしまうかもしれませんが、やはり指定管理をするに当たって、町の役割と、町が公社に期待するものという、そのあたりのすみ分けをやっぴりはっきりして指定管理をしていただかないと、どちらにとってもいいことはないのではないかと。だったら、前のただの委託だけの、温泉があるから温泉のお客さんとか何とかの対応だけしてもらえばいいやということなのか。そうではないと思うんですけどもね。温泉をつくったときに、温泉の管理だけではやっぱり大義名分が立たないのではないかとあって、こうやって事業をだらだらだと格好よく見せるためか何か並べたのはいいけれども、実際行われていないというこの実態をどうしていくかということをやっぴり考えていくべきだと思うんですけども、せつかく法人にして、スタッフも変えようとして、今までの反省を踏まえてこれまでじゃいかんということで心機一転やったわけですから、さらにそれをアップさせるためにも、今回の指定管理をすることの意義というのは次に向かっての新しいステップの1歩だと思うんですよ。だからなおさらこういったことをきちんとすべきでないかと思うんですけども、いかがでしょうか、町長。

○議長（遠藤稯雄君） ただいまの質疑は少し長かったんですが、どんな基準で指定管理を行うのかということと、相手である公社に対してどんな機能を期待しながら指定に当たったかという面からご答弁いただければと思います。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、私のほうからその見解を述べさせていただきます。

議案に載せられております第72号、わくや万葉の里、第73号、健康文化複合温泉施設、それから研修館、世代館、健康パークとありますが、その施設の特徴によりまして今運営、そしてまた集客に努めているところがございます。したがって、今公社としてこういう施設を運営していることにつきましては、ただいま久議員おっしゃったとおりの中かと思えます。その中におきまして、例えばろまん館でありますと、あれは歴史館でございますので、例えば教育に資する場合におきましては当然町のかかわりが出てくると。そういった場合に、公社の仕事と町のかかわりの中のすみ分け、それから健康文化複合温泉施設、いわゆる天平の湯につきましては、名称のとおり健康文化複合温泉施設ということでございまして、当然温泉を一般の方々に提供しながら、その中で対価をいただくということがございますが、その際に町民の健康を守るためにその施設をどう活用するか町が考える、そうなりますとやはりそういった形のすみ分けが必要かと思えます。そういった中におきまして、74号、75号、76号につきましてもそれぞれの施設が持つ特色、それから設置目的、これを町が活用する場合におきましてはその辺のすみ分けができるものと、そのように理解しております。

○議長（遠藤稯雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 前から言い続けてきたことなんですけれども、万葉の里については、いろんな考え方があから別に私のが正しいとかどうかということじゃないですけども、美術館、博物館、史料館についてほかも指定管理をしているところはありますので、文化会館みたいなところを指定管理して、そこで黒字にしないよとか、もうけなさいよというのはそれは愚の骨頂な話でして、それは全部一つにせざるを得ないとい

う状況はわからないわけではないのですが、どう考えてもろまん館については、そこに配属された職員が赤字だからとかと言われるのもつらいことでありますし、温泉は指定管理の意味からすればもっと柔軟な対応、例えば条例で決めている利用時間とかそういった枠を外して、利用者のためにということができるといのは指定管理のいいところなんですけれども、ろまん館についてはなかなかやっぱりそこで一緒にして、温泉で上がった分をそっちに回すということが果たしていいことなのかどうかというのを、きょう出てきたからこれは何とも言えないんですけれども、ずっと言い続けてきたんだけどなかなか聞いてもらえないことで、それはそれなんですけれどもね。

ただ、今年度は11月末現在で入館者数が、もう今年度3月までの予定者数をオーバーしていますということですから、それはそれとしていいことですので、それは継続してPRとかなんとか、職員が頑張った成果かなと思いますので、それはそれとしていいと思うんですけれども、本当にこのままでいいのというのと、あと協定、事業計画がああいうふうにあるわけですから、協定を結ぶに当たってもう一回公社ときちんと話し合いをされて、公社でもやっぱりできないのはあると思うんですよ。さっき言った研究開発をやれと言われても、これはね。自分のところでできるくらいのマンパワーとか資源とかを持っているかといったら、なかなかその辺は厳しいと思いますので、それはそれとして、きちんとした協定を結んでいただくことを……、お願いと言うとおかしいけれども希望しますということ。

ただ、さっき言った柔軟な対応ということでは、温泉が前は残念だったんですけれども、お役所と同じで年末年始休まれていたのが、ことは大みそかは5時までやりますと。1日も朝からあけますと。やっとな変わってきたなど。職員というかスタッフがですね。それは理事長以下、スタッフを一新して、その下で働く職員もやっぱりそれが当たり前なんだと。サービス施設として。役所と同じで時間から時間、あるいは曜日とかで決まり決まったことじゃなくて、利用者のニーズがどこにあるのかというのをきちんと把握して、やっぱりやっていただくのがそういった外に出していることの意味だと思います。

ちょっとさっきの繰り返しになってしまいますけれども、相手の事業計画と町が期待するものとの突き合わせをきちんとして、締結をしていただければと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 質問者がおっしゃいました万葉の里、いわゆる天平ろまん館、恐らくその辺が質問のポイントかと思われます。この天平ろまん館、ただの展示施設じゃないんですね。天平産金の地としての場所、そして東大寺の関係、本来はそれが前面に出るはずの施設なんです。それが今まで出されてこなかった。そういったことにつきましては、今はおかれています公社の運営ですけれども、町が大いにかかわるべきであろうと。それをおろそかにしてきた部分が今まであったのかというふうに感じております。その辺を十分反省しまして、町の歴史・文化、涌谷町が他に誇れる施設の一つとして大いにかかわっていきたくと、このように思います。

○議長（遠藤釈雄君） この協定に向かったの最終的な協議をさらに進めようという。副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 今、8番議員さんのいろんなご意見がありました。今回、指定管理者を選定するに当たって、私が委員長で、いろいろなお話を聞かせていただいて、最終的に1社しかなかったんですけれども、1社の中で行政からの注文、それからこれまでの反省、それらも全部含めて公社のほうには伝えたつもりでお

ります。地域振興公社という名前をつけて、任意団体でスタートしました。当初、先ほど7項目、久議員さんのほうからあって、目的を挙げましたけれども、将来はそうやってほしいという希望的観測の中で多分地域振興公社という名前をつけて、あの目的をつくったと思うんですね。そのことは多分これから、今までは施設の管理だけだったんですけれども、社団法人になったので、私は注文をつけました。この会社を少し大きくしてほしいと。雇用の場にしてほしいと。それから、ある程度行政でやらなければならない部分の施設管理についても、運営をやれるのであればやってほしいと。それから、先ほど町長が言いましたけれども、ろまん館が歴史館、史料館的なものでどうのこうのと言いますけれども、あれは全国に発信している観光行政の中で一つの大きな涌谷の目玉です。それをどんどん生かしていかなければならない。じゃあ行政も一緒にやっていかなければならないので、今日本遺産の申請の手続なんかもしていますけれども、そういう中で公社とも連携をとりながらやっていかなければならないと。ただその中には、余りにも行政が口を出すと民間のいい部分が出てこないというところがあるので、その辺は十分気をつけていかなければならないだろうと思います。

それから、事業計画の中で公社のほうからいろんなアピールがありました。経営のスローガンとかそういうのを全部、1時間半くらいですかね、公社のほうからプレゼンテーションしていただいて、各委員さんからいろんな意見を出して、これまでの体制ではなく、やっぱり先ほど議員さん言ったように職員のモチベーションとといいますか、資質とといいますか、そういうのも変えていかなければならないし、そういうのをきっちりと言わせていただいて、今回公社でよかろうということで議会のほうに提案させていただいたところでございます。以上です。

○議長（遠藤稯雄君） よろしいですか。

休憩します。再開は11時20分とします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稯雄君） 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。10番。

○10番（門田善則君） 指定管理の部分について、委員会でもお聞きしたわけなんですけど、あえて本会議でありますので、再度お聞きしたいと思います。

まず、今回募集に応募をされた方が1社しかなかったと。大変残念なことで、プロポーザル方式、提案型の募集に関しては、やっぱり数多くあって、それで争っていただいて、いいものを採用するというのが原点なはずなんです。それが1社しかなかったということは、大変私としても残念だし、またその期間としてネットだけの公募だけでよかったのかどうか。今後、1社しかなかったので再度延長して2社が来るような形をとることも考えられたのかな、どうなのかなと。その辺は執行者側の判断でありますけれども、私からするとやっぱり2社以上の応募者があって、やっぱりそれを選ぶほうが、どちらがいい提案型なのかなということで見ると一番すばらしい業者選定になるのかなという思いがありますので、そういった意味では今後募集に関して

も考えるべきではないかなというふうに考えます。

そこでであります、今回3年から5年の契約ということで、期間が延びるわけです。先ほど副町長のお話がありましたが、やっぱり雇用する側としては安定した雇用体制を築くためにやっぱり短いよりは長いほうがいいという、これは当然であろうなというふうに思います。しかしながら、ここで心配されるのは、その1年目、2年目、3年目とも結果が出ない指定管理者であったならば、また前のような、なくなったからお金が欲しいというふうな話になっても大変なことになってしまうわけでございます。そういった部分に関しては、どのように判断されたのか。または、その協定書の中にそういうことがどのようにうたってあるのかなということでお聞きしたいと思います、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 10番門田議員さんのご質問でございます。今回の指定管理者の募集の方法につきましては、インターネット等で周知はしたつもりではございますが、だけじゃなくて広報であったりというふうな部分も今後は考えてまいりたいと思っております。

また、今回1社だけの応募ということで、2次募集というふうな形になるかと思っておりますけれども、そういったことも考えられないのかということで、スケジュール的に指定管理を指定しまして、例えば12月に指定しまして、翌年度の4月から管理をするといった場合のその準備期間でありますとかを考慮した場合、一旦締め切って、1社しかないからまた2次という部分についてはなかなか難しい部分もあるのかなというふうに考えますけれども、できるだけ多くの方が応募できるようなものにしていきたいというふうに考えております。

また、指定をしてから団体が経営がおかしいとか悪化した場合にどうなるんだということでございますが、今回の募集要項の中にも指定の取り消しという項目を設けて、会社更生法の規定に基づく更生であったり再生手続を開始した場合でありますとか、財務状況が著しく悪化して、管理運営業務の履行が確実でないと思われるときは指定の取り消しをするというふうな項目を設けております。なおかつ、これの上位になりますけれども、指定管理に関する条例の中でも指定の取り消しというふうな規定がございまして、指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは指定を取り消しすることができるというふうなことでございますので、その事業計画と余りにもかけ離れたようなものであれば、当然取り消しというふうなことになるかと思っております。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） そういった要項が入るのであれば、指定する側としてはある程度前とは違った形の中で、町民の大事な税金がそういった部分の中で常に足りないからくださいというふうなことにならないことが一番でありますので、今指定管理は涌谷町ではほかにもやっているわけです。ゆうらいふとか、社会福祉法人とかにやっているわけです。でも、あちらを見ているとすごい経営が安定していて、健全経営ですね。そのほかにも内部留保もしておられるというふうなお話、理事のほうから聞いたわけですが、そういった形になっていけばもっといいのかなというのが私の理想であります。ですから、温泉も当初つくった思いというのが、町民の健康文化複合施設ということでつくった思いの中で、でも健康文化複合施設だから幾らお金をかけてもいいんだということにはならないわけですよ。ある程度やっぱり決まった管理料のなかできちんと経営していただ

くということが前提でありますので、だから今後は、今回この契約が整えばその業者においてはそのようなようになるような形を私は望むわけではございませんけれども、あえて今回聞いたのは、やっぱり本会議の議事録に残るということは相当重いわけでございます。そのときに、言った言わないの話の中で、あのときこうだったろうということになったときに、やっぱりそれをきちんと明確に文書で出せるものになるわけですから、そういった意味では今回改めて聞かせていただいたわけでございます。

そこで、再度お聞きしますが、5年間、仮にうまくいって、利益も内部留保もできるような育て方をしたいという副町長の話もありましたが、そのようになっていけば私も最高の業者になっていくんだらうと。それが次の契約、次の契約というふうなことになると思うんですけども、今回この業者を、1社しかいないから私もそれ以上踏み込めないんですけども、内容もわからないから。決め手として、さっき事業計画がという話でしたけれども、ざっくりばらんに言ってこの部分が前と違って私の心を打った決め手なんですというのがあるならば、その辺をお聞きしたいなと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） それでは、プレゼンテーションをするということで、公社のほうにはきちんとしたものを出してこいということで、4人の各部門の課長さん方に1人ずつその施設、施設ごとのスローガンを挙げて、アピールといいますか、そういうのをさせていただきました。そのために、経営スローガン、それから天平の湯についてはこのようなことをやっていく、それからろまん館についてはこのようなことをやっていく、ある程度目標を定めた事業計画書が出てきています。

一番思ったのは、ろまん館なんですけれども、あれは観光客を相手にする施設ということで、これまで旅行会社の中で動いて営業して、涌谷のほうに来たり、それから台湾の方、それから東南アジアの方々に来ていただいて、ある程度人数を把握できていると。じゃあそれにプラスアルファあるのかということをやちょっと聞かせていただきました。そうしたら、担当のほうからはあそこは歴史館でもあるし、涌谷の子供たち、それから近隣市町村の子供たちの教育の場でもあると。ですから、例えば小学校5年生になったらあそこに課外授業として来て勉強していただくとか、そういうのもこれから営業に入りますとかという意見をいただいています。

それから、温泉については、確かに町内の方、それから町外の方、前にも話しましたが、町外から来る方のほうが多くて、町内の方はちょっと少ないということですので、町内の方にどのようなアピールをしていくかということです。前は無料券を出して、来てちょうだいということでいろいろやったんですけども、ここ2年ぐらい私ずっとチェックをかけているんですけども、料金を伴わない入浴者はずっと多いんですよ。そうすると、営業としては、人は来ているんだけども収益が上がっていないという部分があるので、それは町のほうをお願いして無料券を出していただいたということになったので、今回については町が町民の方にあの施設を利用してくださいというアピールをするときには、町の負担でやるというふうな形も一応話しましたし、それから公社のほうではそういうもの、それからあそこでやる各月別のイベントですね、そういうのをいろいろ考えて、季節、季節に合ったイベントを考えて、町内の方々に利用していただくというようなアピールもさせていただきました。

それから、研修館、世代館については、トレーニングルーム、それから今レストランはないんですけども、宿泊施設があるんですけども、宿泊施設については多分近隣が一番安い宿泊料金を設定されております。そ

ういうものをもう少しアピールしていきたいということ。それから、町内の方々の例えば帰省された方、そういうものについてもあそこに泊まっていたら、温泉を利用していただくとか、そういうアピールをどんどんしていくというようなアピールもしていただきましたので、少しはそういういい方向に、みんなが考えるような方向になってきたなということで、審査委員長としては叱咤激励をしながらお願いをしたところでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） ちょっと今の副町長の、確認なんですけど、前に地域振興公社で無料券を出していたという部分があって、その部分については今度町というふうな、今言ったのはそういう感じですか。その辺をちょっと詳しく教えてほしいんですけども、要は町でという、俺の誤解なのかもしれないけれども、町で配るようなことがあっては、ちょっとこれはまずい問題が発生すると思うので、地域振興公社でやるのはいいんだけども、町で配るとなると、町長が配ったという話みたいになってしまうと、これは大変公選法にも違反することになるので、それはできないと思うので、その辺の工夫は必要だと思います。

それで、一つ私昔から気になっていたのは、いろんな方に言われます、宮城県内の人にも、県外の人にも。ろまん館です。要はろまん館、あの施設だけを見るのならいいそうです。しかし、あそこから歩いて神社のほうまで行くと、期待に胸を膨らませて歩くそうですね。あそこまでずっと。で、期待外れで帰ってくるらしいんですよ。そこを何とかしなければ、私はだめだと思うのね。みんなそこを言うんですよ。だから、そういう工夫もない、私は前に冗談でこう言いましたけれども、砂金採りをしているろう人形でも川のほうに飾って、その流れを、最後に金になるまでの流れをろう人形であらわすとか、そういう何かインパクトの強いものがないと、あそこで砂金採りをしました、またあっちの奥もあるんですよと言われて奥まで歩いていった、結構がっかりして帰ってくるというのが随分多い声なんです。だから、その辺の工夫を今回ちょっと提案者の方にもなかったのかなと、少し残念だったかなと思ってるわけなんですけど、その辺は逆に町で整備することもないのかなというふうにも思うんですが、その辺、町長の政治判断にもなりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 最後はちょっと指定管理と議題が多少ずれますが、関連があることで。副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 無料券の配付ということなんですけれども、これまでも町民の方々の財産でございますということで、ぜひ使っていただきたいということで、無料券を1家庭2枚でしたか、そういうので配付をさせていただいて、利用させていただいております。それについては、公社の予算の中で今までずっとやってもらったがあるので、例えばお正月にそれを出すというのであれば、町のほうで町民の方々にプレゼント、だからさっき言った選挙どうのこうのじゃなくて、涌谷町として町民の方々にあの施設を利用してほしいと。公選法にはひっかからないと思います。

それから、ろまん館の施設、それからあそこの物産館ですか、その中であるんですけども、神社までの道のりといいますか、あれについては歩道が前は黄金色だったんですよ。あの公園を整備したときには。今はもう白くなってしまいましたけれどもね。その中で、公社のほうといろいろ話をしたら、あそこを歩いて退屈しないものを考えていきたいと言って、季節、季節の花だったり、それから秋になると奥のほうに行くと紅葉がすばらしいところがいっぱいあるので、そういうのをアピールしていきたいということで、今多分計画をして

いると思うんですけども、そういうことの提案もされておりました。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。7番。

○7番（後藤洋一君） 7番後藤です。

平成30年4月1日から平成35年3月31日までということで、指定期間が5年になったということに関しては、やはり全国いろんな指定管理者制度を設けているところでは、5年がいいのか、場合によっては10年と、そういういろんな、各行政によっても指定管理者制度について考え方があります。そうした中で、やはり町民が指定管理者制度、特に施設をどのようにしてもらったらいいのか、要するにどのように期待をしているのかという面からすれば、そこに携わっている社員、人材の育成というのはやはりある一定の時間を要する、これは当然のことでございます。そうした意味で、一般社団法人となって、いろんな意味で改革案が出され、それが実績となって将来の方向性をきちんと目指すような社員の人材育成、そして住民から求められるようなそういった公社にするということに関して、ぜひとも時間をかけてもいいですから特に社員の育成、人材育成に対して十分なる育成なり、研修も含めて考えていただきたいと、そういう意味での副町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 大変ありがとうございます。

確かに指定管理期間が3年、5年、長いところは10年、20年というところもあります。それらについては、今議員さんおっしゃったとおり人材育成と、それから受けた指定管理者のほうでの長期的計画というんですか、そういうのがきちんとあるとやっぱりやりやすいというものがあるので、今回5年と2年間延ばしたんですけども、その中で実績を見て、この公社であれば10年の中で、長期計画の中でこういうものを作ってほしいというものになっていくんだろうなと思います。

それから、温泉なので、前はお湯が汚いとか、それから施設が汚いとかそういうサービス面、それについてはやっぱり専門性がある程度必要になってくると。職員の人材育成の中でも、職員というだけじゃなくて専門的なお湯管理だったり、それから機材管理だったり、それから接客だったり、そういうのもきちんと教育しながら、あの施設を町民の方々の憩いの場、それから他町村の方々の、涌谷町の温泉はいい温泉だというお話も聞いていますので、利用客がふえていくような形で進めていければということで今公社のほうにはお話をしております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（後藤洋一君） 今副町長から、そうした中で将来を見据えたような、やはり今後のいろんな教育、施設の管理も含めてですが、県北のいろんな指定管理者制度を導入しているところなり、いろんな温泉施設がありますけれども、涌谷町ほどこういった施設の機能が高い、そういう施設は、県北でも大変すばらしい施設だと思います。そうした中で、やはり研修館、世代館、そして天平の湯というようなことで、一体化をなされて今いろんな取り組みをして、大変成果を上げているんですけども、その中で将来的な見方からして、健康パークの位置づけをどのように考えているのか。ただ維持管理だけであそこを考えているのか。やはりある一定の

期間が伸びたというようなことで、そういう意味での総合的な、健康パークも含めて、健康パークの今後の活用方法等もやはりいろいろ検討すべきではないかというふうに考えます。きのうも8番議員さんからいろんな意味での、パークゴルフ場の問題等も出ましたが、あそこの一体的な総合的な管理からして、まだまだ時間をかけてでも町民から求められるそういったニーズに対応できるようなところではないかというふうに思うんですが、その点に関してはどうですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 健康パークでございます。ここにおられる8番の久議員さんがあそこの管理を私と一緒にやったことがあるのですが、今は健康パークしかないんですね。昔は健康パークだったんですよ。健康パークに温泉を建てたものですから、公園が半分になってしまったんですよ。前はあそこは散策道があったり、それからムーンカートといって子供たちが遊んで、ぐるりと回ってこられるようなものがあったり、花があったり、それからショウブの栈橋があったりということで、散策できるような形にはなっているんですけども、手つかずのままできて、今はちょっとつり橋も危ない状況になっているということなので、この間ちょうど東地区の老人クラブの会議に行ったときに、やっぱり東地区の老人クラブの方々が「あそこ何とかならないのか」ということで、お話を受けてきました。それについても、町のほうで整備しなければならぬと思っておりますので、人を呼ぶには人間の五感を使うようなもので呼んでいかなければならないということ、ある程度花とかそういうのを植えてみたり、それからお風呂に入って体験したり、それから小劇場があるので音楽を聞いたりという、五感に訴えるような一つのテーマパークにして、整備していかなければならないだろうということ、公社と話をして、今後の健康パークのあり方について検討していこうということに今しております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（後藤洋一君） 最後ですけれども、お風呂から上がってレストランで食事をしたときのあの健康パークの景観、開設した当時から比べると本当に雑木林みたいになっていますけれども、やはりあそこの再利用というようなことも考えながら、長期的な視野に立って、ぜひとも社員の人材育成も含めて、将来的なきちんとした構想を持って、町民が考えている、町民が思っていることに対する、あと皆さんからもよく言われますけれども、駐車場なり、あそこの管理ですね、もっともっとやっぱり再利用した中で、いろんな形でお客さんを呼べるようなそういったものを持っているというふうに考えられますので、ぜひともその辺も長期的な立場に立っていろいろ取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 議員さんおっしゃるとおり、せっかくああいう施設があるものですから、全国に誇れる、県内に誇れるような施設に、今後計画をつくって整備していきたいというふうに……、私が言ったのはちょっとおかしいんですけども、そういう形の中で公社と一体になって進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、答弁ありますか。よろしいですか。では町長。

○町長（大橋信夫君） 当然今提案いただきました10番議員さん、それから8番議員さん、7番議員さんからも提案いただきました。大変含蓄のある提案だと思いますし、なおかつその規模によりましては公社でやるもの

か、あるいは町が設置主体として新たに観光用に手を加える施設であるということになれば、当然公社と町の考え方の中で一体となってやっていく方向だと思います。いずれにいたしましても、今大変お褒めいただきましたが、これだけの施設を有効に使わない手はないと。なおかつこれが町の看板の施設になるように努めてまいりたいと思いますので、その節は議会の皆さん方にはよろしくどうぞお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。1番。

○1番（竹中弘光君） 1番竹中でございます。

皆さん質問していて、同じことの繰り返しになるかと思えますけれども、聞いておきたいのは、指定管理業者が1社しかいなかったという部分では仕方ない部分があるんですけども、私はこれでいいかと思うんですけども、ただ今までの流れから行きますと、地域振興公社が本当に一般社団法人で、法人だよという形の中で対処しているのか、あくまでも町が指定管理という部分の、今後指定管理料も発生してきますし、その算定基礎という部分にも値すると思うんですけども、あくまでも町は指定管理料だけ出して、地域振興公社の経営内容には口を出さないよというのか、その部分に関して明確にお願いしたいんですけども。というのは、今までの流れで行きますと、地域振興公社が失礼ですけども町長がかわったり代表者がかわると、理事さんたちもそこでかわってしまうと。そうしますと、前の流れとかそういったものが途中で見えなくなってしまうところを多々聞いておりますけれども、一貫性を持たせて、地域振興公社を育てていくという部分では何ら問題は、意見を言うものではないですけども、その流れというかそういう不透明な部分をちょっと感じますし、やっぱりその点を、くどいですけどもあくまでも法人として見るのか、町がかかわっていくのか、その点はどうなんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 指定管理者制度の中でこれから、これまでもやってきましたけれども、指定管理者制度がつくられた、先ほど久議員さんのほうからいろいろありましたけれども、できるだけ町が関与しない形の中で、民間の力を十分に発揮できるようなもので進めていただきたいというのが願いです。ただ、先ほど1番議員さんが言われたように、野放しというわけにはいかないんですよね。私物化されても困るわけです。ですから、やっぱり民間の、町民の方のチェックが入るような体制をとらなければならないだろうし、それから今うちのほうの代表監査委員さんにも監査をしていただいたりしておりますけれども、指定管理料を出していますので、そういう会計監査もきちんとして、チェックをかけながらやっていきたいというふうには考えてございます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（竹中弘光君） 私もその考えは確かにそうだと思います。思う中で、ちょっと取りとめもない質問になっていますけれども、というのは、町のほうで今達曾部上席副参事が出向していますけれども、そういう形を続けていくのかどうかとなってくると、町民からすればあくまでも町がやっているんだよねという捉え方、だからいろいろ問題になっても町でやっているんだからと、職員もそういう見方でしかないと思うんですよ。いつまでそういう部分の中で出向というか、町のほうで職員を派遣していくのか。そうしないと、結果的に独立の中で、前の7番議員さんも言っていましたけれども、やっぱり職員さんが本当に育つというかやる気を出すような環境に変えていかなければ、また前に戻りますけれども足りなくなりましたからまた町のほうで指定

管理料を足してくださいとか、そういった可能性もありますので、その点今後どういうふうを考えているのかお答えください。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 職員の派遣については、今1人職員を派遣しておりますけれども、それについては以前いろいろ問題があって、片づけなければならないものについて今職員を派遣して、ほとんど終わりました。私議会のほうでもお話ししたんですけれども、法人化にしたいということで、法人にもなりました。達曽部統括部長さんが今行っているんですけれども、軌道に乗せたらもう職員は引き揚げるといふような形にしていますので、公社のほうには一般社団法人じゃなくて最終的には公益社団法人まで取るようなものにしてほしいということで、この間お願いもしました。ですから、今一般社団法人の中で軌道に乗ったらもう職員は引き揚げると、公社が十分に民間の力を発揮できるようなものになれば一番いいだろうなというふうに考えてございます。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（竹中弘光君） そのような形になることを望んでいますし、そのようになるように、あくまでも職員に対して利益が上があれば還元になるんだよというような体制づくりを本当に早急に考えていただくような指導を、あくまでも一般社団法人でやるんですけれども、今も言ったとおり野放しにはできないということでありましたら、その部分を強く指導していただくように希望します。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 大変ご心配いただきましてありがとうございます。当然法人、会社でありますから、その中で利益を出すのは残った社員の仕事でありますから、利益の処分については会社でと考えています。当然町といたしましても、今の定款の中で理事という立場にございますので、その辺の部分については当然町も意見をさせていただきますし、設置者は涌谷町でございますので、野放しにするわけにはいきません。なお、それ以上に職員の方々がしっかり頑張って、稼いだ対価は出るよというような意識になってもらえれば当然かと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数でございます。よって、議案第72号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

これより議案第73号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第73号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

これより議案第74号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第74号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

これより議案第75号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第75号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

これより議案第76号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第76号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議案第77号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第77号の提案の理由を申し上げます。

本案は、現在指定管理を行っております公の施設、高齢者福祉複合施設につきまして、指定管理期間が平成30年3月31日をもって満了となりますことから、平成30年4月からの指定につきまして議会の議決を求めるも

のでございます。

現在、指定管理者としております涌谷町社会福祉協議会につきましては、涌谷町の福祉サービスを担う団体であり、町民医療福祉センターとの連携などこれまでの実績も踏まえ、引き続き管理を行うことが安定した福祉サービスにつながるものと考えまして、涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での協議を経て、指定を引き続き更新することを判断したものでございます。

なお、指定期間につきましては、これまでの3カ年から5カ年とし、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書33ページをお開き願います。

議案第77号 指定管理者の指定について。

涌谷町高齢者福祉複合施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月6日提出。涌谷町長。

本案につきましては、ただいまの町長の提案理由のとおりでございまして、指定管理者の選定につきましては、資料の選定方法にもありますように現管理者であります社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会においてこれまで適切に管理が行われており、引き続き管理を行うことにより当該施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が期待できるとして、涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での協議を経まして、非公募で指定を行うこととしたものでございます。

指定期間につきましては、わくや万葉の里等と同様、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とするものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。



◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、議案第78号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第78号の提案の理由を申し上げます。

本案は、現在指定管理を行っております公の施設、涌谷町土づくりセンターにつきまして、指定管理期間が平成30年3月31日をもって満了となりますことから、平成30年4月からの指定につきまして議会の議決を求めらるるものでございます。

現在指定管理者としておりますE C O有機利用組合につきましては、地域の畜産農家の皆様を組合員とする団体であり、地域に根差した団体として定着していることから、これまでの実績も踏まえ、畜産公害防止と堆肥の有効活用について引き続き管理を行うことが安定した運営につながるものと考えまして、涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での協議を経て、指定を引き続き更新することと判断したものでございます。

なお、指定期間につきましては、これまでの3カ年から5カ年とし、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 議案書の34ページをお開き願います。

議案第78号 指定管理者の指定について。

涌谷町土づくりセンターの指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月6日提出。涌谷町長。

本案につきましても、ただいまの町長の提案理由のとおりでございます。指定管理者の選定につきましては現管理者でありますE C O有機利用組合において、地域に根差した団体として定着し、適切に管理が行われており、引き続き管理を行うことにより当該施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が期待できるとして、涌谷町公の施設指定管理者審査委員会の協議を経まして、非公募で指定を行うこととしたものでございます。

指定期間につきましては、さきにお認めをいただきました各施設と同様、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とするものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。



◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、議案第79号 財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第79号の提案の理由を申し上げます。

本案は、かねてより誘致活動を行っておりました三重県津市に本社を置きます松本産業有限会社に黄金山工業団地の一部を譲渡するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

詳細につきましては担当室長から説明いたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） それでは、議案書35ページをお開きください。

議案第79号 財産の処分について。

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浦谷町条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求めるところです。

1、土地の所在、浦谷町浦谷字黄金山8番5。地目、宅地。面積、9,493.15平方メートル。

2、処分の目的。工業の振興及び雇用の増大を図るため、工場用地として売却するため。

3、売却予定価格。2,658万820円。

4、契約の相手先。三重県津市森町5000番地8。松本産業有限会社、代表取締役、松本周二郎。

平成29年12月6日提出。浦谷町長。

本案につきましては、町長からの説明がございましたとおり、おととしの12月より誘致をいたしました三重県津市に本社を置きます松本産業有限会社と昨年の12月12日に立地協定を締結しており、その後、協議が整いまして、先月9日に土地の売買に係る仮契約を締結させていただきました。

売却価格につきましては、平方メートル当たり2,800円となり、面積が9,493.15平方メートルであることから、これに乗じまして2,658万820円となっております。

松本産業様につきましては、この議案をお認めいただきました後、本契約となり、入金確認後引き渡しとなる予定となっております。

定例会資料2ページをごらんください。

今回、下段の部分、黄金山8番5につきまして、9,493.15平方メートル、こちらが売却地となります。

残りの大区画につきましても、今回3万4,760.01平方メートルで確定しております。この区画につきましても、今後引き続き誘致活動を行ってまいりますので、ご理解いただきたいと思いますと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。5番。

○5番（大友啓一君） この前、現地を見学させていただきましたが、私はこの件について反対するものではないです。今後のことも含めまして、ちょっとお聞きしておきたいと思っております。坪大体8,000円から9,000円ぐらいの間ですかね、平方メートル2,800円ですから。まずこれはどういう根拠で平方メートル2,800円になったのか。前にちょっと説明を聞いたような気がするんですけども、ここは確認させていただきます。

それと、今後、上の3.5ヘクタールですか、多分ここは今後企業さんによっては分譲という形での売却も考えられると思っておりますけれども、今回松本産業さんの分はまるっきり盤のかたいところだと。そうすると、その上の段というのは地盤を掘削した部分と盛り土をした部分がありますけれども、今後単価の違いが出てくるような議論はなかったのでしょうか。まずそこをお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） まず2,800円の根拠ですけれども、造成するに当たりまして、誘致をもともと行いました2社につきまして県と町と三者で交渉に当たっておりまして、その中で価格設定、造成前ということもあったものですから、そのときに価格設定2,800円ということで提示させていただいて、決定させていただきました。その後、松本産業さんが入ってきて、3社同時に交渉ということになりましたので、そのまま2,800円という数字を使わせていただきました。

上の3.5ヘクタールにつきましては、造成が終わったということで、新たな今価格設定の提示をさせていただいておるところですけれども、交渉次第では分譲する可能性もありますが、現在のところは一括ということで、価格提示のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（大友啓一君） この根拠はわかりましたけれども、単価をこれから考えるのかという問題に対しては、恐らく企業さんが入ってきた場合ですと建屋をつくるわけですね。そうすると、かなりかたい地盤の上に基礎工事なんかを入れれば、これは相当な経費がかかるんだろうなと私は思います。それで、多分松本産業さんも、全面的に地盤のかたいところですから、基礎のほうでもかなりの費用はかかるんだろうなと。多分地中ばりか何かでやるんだと思いますけれども、地中ばりの方法をとればとるほど経費はかかるんですよ。そういった意味で、上の段は約半分ぐらいですかね、盛り土というのは。盛り土のほうを契約したところというのは、そういう経費から違ってくると思うんですけども、企業側の立場で考えるとそういう価格差はあってもいいのかなとは思いますが、その考えはどうですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 松本産業さんにつきましては、今構造計算とかをやっている最中なので、うちのほうで何も申し上げることはないんですけども、上の部分につきましては確かに

半々、盛り土の部分が若干少ない程度になっております。あと、何の工場が入るかにもよるかとは思いますが、やっぱり地下にピットをつくられる工場中にはありますし、全く地盤の上に載せてしまう工場の形態もありますので、それはあと用地の交渉をしながら、現在は価格8,000円で提示させていただいておりますので、その中まで含めながら交渉のほうをさせていただきたいなと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。

ほかにございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 上のほうの敷地についてちょっとお伺いしますけれども、のり面の管理はどこですか。その経費とかも算定しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） のり面の管理につきましては、町のほうで行うことになっております。

あと、その経費の算定につきましては、現在当初に向けて算定中でございます。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 私も現地を見たわけですが、西側の部分というのは平場で、何の区切りもない状態で、長年すると崩れとか若干出てくる可能性もあるので、ここ、構築物が白くなっているのは恐らく側溝か何かだと思うんですが、そういうところを分譲する面積まで含めるといことは考えられないのか。そういうようにしておいたほうが、将来的にも安心じゃないのかなと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 売却予定地につきましては、敷地内に側溝が入っています。その内側を分譲地としてうちのほうでは予定しております。西側というのり面の部分ですか。はい。そちらにつきましては、やはり崩れないという設計はしておりますので、崩れることは想定していませんが、万が一あったとしても、町の町道敷という扱いであれば復旧も早いのかなということで考えております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 管理するのは町でいいと思うんです。かなり高低差もある広いところなので、いいんですが、何社来るかわかりませんが、1社とした場合に側溝までの管理ぐらいは工場でしたほうが、使い勝手なり管理上いいんじゃないのかなと思うんですが、これからの交渉になるんだと思うんですが、その辺はよく相手方とお話ししたほうがいいと思いますが、私の考えはそうなんですけれども、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 敷地の境界につきましては、今後とも交渉してまいります。と思っています。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤积雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号 財産の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤积雄君） 起立全員であります。よって、議案第79号 財産の処分については原案のとおり可決されました。



◎議発第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤积雄君） 日程第14、議発第3号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（今野千鶴君） それでは、議員提出議案1ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第3号

平成29年12月7日

涌谷町議会議長 遠藤 积雄 殿

提出者	涌谷町議会議員	大 泉	治
賛成者	同	久	勉
賛成者	同	門 田	善 則
賛成者	同	杉 浦	謙 一
賛成者	同	大 友	啓 一
賛成者	同	鈴 木	英 雅

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

国の人事院勧告により、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されるため、これに準じ改正するもの。

以上です。

○議長（遠藤积雄君） 提出者の趣旨説明を求めます。11番大泉 治君。

○11番（大泉 治君） ただいま上程されました議発第3号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例について提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、国の人事院勧告により「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されるため、これに準じ改正いたそうとするもので、議員の期末手当を年間3.25月から3.30月に改正いたそうとするものであります。

次のページをお開き願います。

改正の内容は、第1条において本年12月期の期末手当支給率を現在の支給率1.70月から1.75月に引き上げ、平成30年度以降については第2条において6月期の期末手当の支給率を1.55月から1.575月に、12月期の期末手当の支給率を1.75月から1.725月にそれぞれ改めるものであります。

施行期日につきましては、第1条は公布の日の属する月の初日から施行するものでございます。

第2条につきましては、平成30年4月1日からとするものであります。

なお、新旧対照表のアンダーラインの部分がこの条例により改正いたそうとするものでございます。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎散会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

◇

◎散会の宣言

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後1時25分